

各市町介護サービス事業所所管課 様

栃木県高齢対策課長 齋藤 文隆

生活相談員の資格要件について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進について、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、通所介護事業所等における生活相談員の資格要件は、法令・通知等にて「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とされているところですが、介護現場における人手不足解消、他都道府県の運用との公平性の観点から、本県における「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、下記のとおり運用を改定しますので、お知らせします。

なお、栃木県所管対象介護サービス事業所に対しても、同様に通知していることを申し添えます。

記

1 改定内容（同等以上の能力を有すると認められる者）

新	旧
介護支援専門員（ <u>実務経験は問わない</u> ）	介護支援専門員として、 <u>1年以上の実務経験を有する者</u>
介護福祉士（ <u>実務経験は問わない</u> ）	介護福祉士として、 <u>5年以上の実務経験を有する者</u>

2 対象サービス

通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※（介護予防）特定施設入居者生活介護の生活相談員の資格要件については、法令等の規定はありませんが、生活相談員としての責務や業務内容において通所介護等の他のサービスと同等であることから、同様の資格要件を求めることとします。

3 適用日

令和5(2023)年10月1日から

介護サービス班介護事業者チーム
電話：028-623-3149
MAIL: kaigohoken@pref. tochigi. lg. jp